

令和6年12月24日
(2024年)

令和6年秋季重点要求及び年末一時金に係る交渉最終回答（追加分）

- 1 定年前職員及び暫定再任用職員の給与改定については、令和6年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じ、次のとおり実施する。
- (1) 令和6年4月1日に遡及して、給料表の引上げ改定を実施する。
 - (2) 定年前職員の令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当については、支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げ、合計で2.35月とする。
 - (3) 暫定再任用職員の令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当については、支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、合計で1.225月とする。
 - (4) 令和7年度以降については、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるように下表のとおりとする。

【定年前職員】

	6月期	12月期
期末手当	1.25月	1.25月
勤勉手当	1.05月	1.05月

【暫定再任用職員】

	6月期	12月期
期末手当	0.7月	0.7月
勤勉手当	0.5月	0.5月

上記（1）から（3）に係る今年度の引上げ分については、所定の手続きを経て、速やかに支給できるよう努力する。

- (5) 令和6年人事院勧告に基づく令和7年4月からの給料表や地域手当等の改定については、国家公務員の給与に準拠し見直しを検討しているが、引き続き協議を行う。

2 会計年度任用職員の給与改定については、令和6年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じ、次のとおり実施する。ただし、(1)(2)については改定基準日に在職する職員を対象とする。

(1) 令和6年4月1日に遡及して、給料表の引上げ改定を実施する。

(2) 令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当については、支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げ、合計で2.35月とする。

(3) 令和7年度以降については、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるように下表のとおりとする。

【会計年度任用職員】

	6月期	12月期
期末手当	1.25月	1.25月
勤勉手当	1.05月	1.05月

上記(1)から(2)に係る今年度の引上げ分については、所定の手続きを経て、速やかに支給できるよう努力する。